

燃料油価格激変緩和事業について

令和5年5月
資源エネルギー庁

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (2022年10月28日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

燃料油価格の高騰に対しては、本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑制してきたが、来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。(注5)

(注5) 具体的には、補助額25円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額25円超の部分に対する補助率を引き上げていく。

段階的な縮減

- 6月以降、「補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する」。「具体的には、補助額25円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額25円超の部分に対する補助率を引き上げていく」こととしている。（経済対策、令和4年10月28日閣議決定）
- この具体的な方策として、
 - ① 25円以下の部分は、現在10/10であるところ、2週毎に1/10ずつ引き下げ、9月末に終了。
(6月から、2週ごとに、補助率を9/10、8/10、・・・、9月には、2/10、1/10)
 - ② 25円超の部分は、現在5/10であるところ、2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ、9月下旬に9.5/10となった後、終了。
(6月から、2週ごとに、補助率を5.5/10、6/10、・・・、9月には、9/10、9.5/10)
- ただし、上記の見直しに際しては、原油価格の動向を見極めながら柔軟に対応する。

支給額の計算方法

1. 「補助率を乗じる前の支給額」を求める

「補助率を乗じる前の支給額」= 来週の予測価格（①今週の調査価格 + ②先週の支給額 + ③原油の変動分） - 基準価格168円

2. 「補助率を乗じる前の支給額」に「補助率」を乗じる

「今週の支給額」= 「補助率を乗じる前の支給額」×「今週の補助率」

(参考) 燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給対象期間	1月27日 ～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日～9月末	～12月末	2023年1月～	
					1～5月	6月以降
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月までは補助上限額をゆるやかに調整 ※補助上限を35円から25円まで毎月2円ずつ引き下げ	6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化 ※25円以下の部分は、補助率を2週ごとに1/10ずつ引き下げ、25円超の部分は、補助率を2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ
基準価格	170円 (4週ごとに1円切り上げ)	172円	168円			
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料			
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度予備費： 3,500億円		令和4年度予備費： 2,774億円 令和4年度補正予算： 1兆1,655億円	令和4年度予備費： 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円	